

第四次草加市総合振興計画 基本構想[改訂]・第三期基本計画(素案)

(計画期間:令和6年度(2024年度)～令和9年度(2027年度))

みなさんのご意見をお聞かせください。

ご意見の受付期間

5月20日(土)から6月19日(月)まで

草加市のまちづくりを進める上での基本となる計画である第四次草加市総合振興計画の「基本構想[改訂]」及び「第三期基本計画」の素案を作成しました。素案はホームページに掲載し、市役所本庁舎の総合政策課及び情報コーナーで閲覧できます。また、前記の場所及び公共施設で概要版を配布します。5月20日(土)～6月19日(月)に、3・4面の用紙、もしくはFAX、Eメールまたは、インターネットでご意見をお寄せください。

●お問い合わせ 総合政策部総合政策課 ☎922-0749 FAX 922-3152 ✉sogoseisaku@city.soka.saitama.jp

第四次草加市総合振興計画とは

◆各計画の構成と期間

●第四次草加市総合振興計画は、本市の将来像を示し、その実現のための考え方や具体的取組を総合的・網羅的に示したもので、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

●基本構想は、平成28年度(2016年度)から令和17年度(2035年度)までの20年間を対象期間としており、めざす都市像を「快適都市～地域の豊かさの創出～」とし、一期4年の基本計画において、各施策の取組を定め、めざす都市像の実現に向け、毎年度、行政評価を実施しながら、市政運営を行っています。

●引き続き、様々な課題に対応し、時代に即した施策を進めていくため、この度、社会経済状況等を踏まえ、基本構想の一部を改訂するとともに、第二期基本計画が令和5年度(2023年度)に目標年次を迎えることから、社会経済状況の他、第二期基本計画における課題等を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)を計画期間とする「第三期基本計画」を新たに策定します。

社会経済状況等を踏まえ一部改訂

第三期基本計画の策定

基本構想

地域における総合的かつ計画的なまちづくりを図るための構想

基本計画

基本構想を実現するための総合的な指針

実施計画

社会経済状況等の変化に柔軟に対応し、基本計画の実効性を高める

年度	28	29	30	31/元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
基本構想	第四次草加市総合振興計画基本構想																				
基本計画	第一期	第一期基本計画																			
	第二期					第二期基本計画															
	第三期									第三期基本計画											
	第四期													第四期基本計画							
	第五期																	第五期基本計画			
実施計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	3年間の計画を毎年度ローリング																				

基本構想

草加市のめざす都市像

◆計画の前提となる条件・課題

第四次草加市総合振興計画では、社会面、環境面、経済面それぞれにおける状況や課題を踏まえ、「持続可能性」の追求と「安心」の向上の2点をキーワードとしています。

- 社会 | 人口減少と人口構成の急激な変化、高年単身者世帯の増加、市民の生活様式の変化
- 環境 | 環境問題への対応、頻発化・激甚化する自然災害への備え
- 経済 | 持続可能な財政の確立、公共施設の維持・管理・再整備等に係る費用の増加

◆草加市のめざす都市像



快適都市

～地域の豊かさの創出～

「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。



快適都市の4つの基本的要素

快適な環境

かけがえのない地球環境の保全と、本市で心地よく暮らせる環境づくり

安全と安心

まちづくりの原点である安全と安心をもう一度しっかりと見直し、まちの安全性を高める

活気の創出

草加市民はもとより、市外からも多くの人々が訪れる活力あるまちづくり

地域の共生

地域コミュニティの醸成と市民、事業者、大学などと行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進し、個人として尊重されながらいきいきと暮らせるまちへ